



[http:// www.okamoto-pat.jp/](http://www.okamoto-pat.jp/)

岡本特許 ニュース

岡本特許事務所

〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2021 APRIL / 240号

★ 2021 年「特許法等の一部を改正する法律案」★

「特許法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、開会中の第 204 回通常国会に提出されています。この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内で、政令で定める日から施行されます。順調に成立すれば、2022 年春ごろには施行されると思われます。

改正の内容

(1) 新型コロナウイルスの感染拡大に対応したデジタル化等の手続の整備

1. 審判の口頭審理等について、審判長の判断で、当事者等が審判廷に出頭することなくウェブ会議システムを利用して手続を行うことが可能となります。
2. 特許料等の支払方法について、口座振込等による予納（印紙予納の廃止）や、窓口でのクレジットカード支払等が可能となります。
3. 意匠・商標の国際出願の登録査定のお知らせ等について、郵送に代えて、国際機関を経由した電子送付を可能とするなど、手続が簡素化されます。
4. 感染症拡大や災害等の理由によって特許料の納付期間を経過した場合に、相応の期間内において割増特許料の納付を免除する規定が設けられます。新型コロナウイルス対策の一環なのでしょう。

(2) デジタル化等の進展に伴う企業行動の変化に対応した権利保護の見直し

1. 海外事業者が模倣品を郵送等により国内に持ち込む行為が商標権・意匠権等の侵害とされるようになります。近年、国内の事業者を経由しない個人輸入が増加していますが、「業として」の定義要件を満たさない場合には権利侵害とならず、模倣品であっても税関で没収することができます。そこで、海外の事業者が国内の者に模倣品を直接送付する場合について、新たに商標権・意匠権侵害行為と位置づけるための改正を行うこととしたものです。
2. 特許権の訂正等における通常実施権者（ライセンスを受けた者）の承諾が不要となります。
3. 特許権等が手続期間の徒過により消滅した場合に、権利を回復できる要件が緩和されます。現在でも「正当な理由」がある場合には救済規定が設けられていますが、非常に厳格に運用されています。同様の制度を有する欧米では 60%以上の認容率であるのに対し日本は 10~20%程度であり、厳格すぎるとの指摘があります。

(3) 訴訟手続や料金体系の見直し等の知的財産制度の基盤の強化

1. 審査負担増大や手続のデジタル化に対応し収支バランスの確保を図るべく、特許料等の料金体系が見直されます。
2. 特許事務所法人の名称が「特許業務法人」から「弁理士法人」に変更されます。